

違反食品の回収等について

横浜市から令和4年11月22日(火)に「相模原市内の事業者が輸入したスナック菓子を横浜市内の販売店から抜き取り検査をしたところ、食品衛生法で使用が認められていない食品添加物である tert-ブチルヒドロキノン(以下「TBHQ」という。)が検出された」旨の連絡がありました。

このため、本日、相模原市保健所では、食品衛生法違反として、輸入事業者に対し、当該食品の回収と販売の禁止を命じました。

なお、現時点で、この食品を食べたことによる健康被害等の相談はありません。

1 対象食品

名称	ティモレ カリフラワーパフ 【ケール&ペッパー味】	ティモレ カリフラワーパフ 【チリライム味】
包装形態・内容量	合成樹脂製袋詰め・56g	合成樹脂製袋詰め・56g
原産国・賞味期限	タイ・2023.04.04	タイ・2023.01.25
外観		
横浜市が抜き取り検査した日	令和4年11月14日	令和4年11月15日

2 輸入者

氏名

住所 相模原市 区 - -

3 違反内容

食品衛生法第12条違反(TBHQの検出) (【ケール&ペッパー味】0.031g/kg
【チリライム味】 0.015g/kg)

4 命令内容

対象食品の回収及び販売の禁止

5 消費者の皆様へ

購入した対象食品が残っている場合は、食べないでください。

(参考)

TBHQは米国、中国、ヨーロッパ等では酸化防止剤として食品への使用が認められている物質ですが、日本国内では食品添加物として使用が認められていません。

欧州食品安全機関では、TBHQの一日摂取許容量()を、0.7mg/kg 体重/日に設定しています。これは、体重50kgの人に換算すると、ケール&ペッパー味では20袋/日、チリライム味では42袋/日に相当します。

()一日摂取許容量...ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取しても健康に悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと。

問合せ先
生活衛生課
電話 042-769-9234(直通)
対応責任者 松岡